

令和4年度第2回山陽小野田市文化財審議会 議事録

- 日 時 令和5年3月24日(金曜日)午後2時から午後3時15分まで
- 場 所 山陽小野田市中央図書館 第一会議室
- 出席委員 磯部吉秀委員、内田陽三委員、徳重壽美雄委員、
田畑直彦委員、山本明史委員
- 事務局 市教育委員会 船林社会教育課長、安藤係長、新垣
市歴史民俗資料館 若山館長、溝口学芸員
- 会議次第
 - 1 開会のことば
 - 2 教育部長あいさつ
 - 3 議 題
 - (1) 国史跡「周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋」について
 - 1 第2回保存活用計画策定委員会(3月1日開催)の報告
 - 4 報 告
 - (1) 令和4年度主な文化財事業報告
 - 1 県指定有形文化財 出土品保存処理業務
 - 2 県指定天然記念物 ハマセンダン周辺樹木伐採
 - 3 市指定無形民俗文化財 古式行事披露
 - (2) 令和4年度歴史民俗資料館事業報告
 - 5 その他
 - 歴史民俗資料館で開催中
 - 企画展「大田家文書－山野井村長府藩領庄屋家の記録」の紹介

事務局 少し早いですが皆様お集まりいただいておりますので、ただいまから開会させていただきます。令和4年度第2回山陽小野田市文化財審議会を開催いたします。

議事に入るまで司会を務めます社会教育課の安藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は山陽小野田市執行機関の附属機関に属しますので、会議の公開に関する要綱により、議事録をホームページで公表をさせていただきます。ここで1件御報告がございます。長きにわたり、山陽小野田市文化財審議会委員を務められました松永保美委員が、一身上の都合により、2月で辞任をされました。任期である5月31日までは、委員の5名の皆様となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本会議の成立について、本審議会規則第3条第3項にありますように、本日は、5名中5名の委員の御出席で、過半数となっておりますので、本会議が成立しますことをお伝えいたします。

事務局 それでは次第2、教育部長挨拶。藤山教育部長は、本日出席予定でございましたが、急遽所用のため、欠席となりました。教育部長にかわり、社会教育課長船林が御挨拶を申し上げます。

事務局 皆様こんにちは。今御説明ありましたように部長が出席をするようにしておりましたが、本日、公務で急遽欠席、出席出来ないということになったため、代わりに御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は年度末の皆様お忙しい中会議に御出席いただきまして大変ありがとうございます。第2回文化財審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。現在、文化財審議会委員を委嘱しております皆様の任期ですが、今年の令和5年の5月31日までとなっております。この任期中では今回の審議会が最後の開催となります。委嘱中には、各専門分野から様々な御意見を頂戴し、本市文化財行政の一翼を担っていただきましたことを、この場をお借りして感謝申し上げます。本日の審議会もどうぞよろしくお願いいたします。前回、10月に開催いたしました第1回の審議会では、浜五挺唐樋保存活用計画の概要について、御意見を頂戴いたしました。この審議会以降継続して、浜五挺唐樋に関する古文書や文献調査を進め、計画の前半部分についての素案をまとめました。これらを資料として、3月1日の保存活用計画策定委員会にお諮りし、意見をまとめたところでございます。このような状況を踏まえ、本日審議していただきたい内容は2件です。1件目は、先日の保存活用計画策定委員会で協議した内容を御報告し、地元の審議会委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。2件目は、令和4年度の主な文化財事業の報告でございます。今年度は文化財行政で新しく取り組んだ事業がございました。あわせて歴史民俗資料館からも事業報告をさせていただきます。最後になりますが、現在、歴史民俗資料館において企画展、大田家文書を開催しております。会期は今月の28日までとなっております。会場のすぐ隣ですので、お帰りの際、お時間ございましたら、

お立ちより頂けますようお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

事務局 それでは議事に入ります。本審議会規則第3条第2項にありますように、会議の議長は、会長をもって充てるとありますので、ここからは、内田会長に議長をお願いいたします。

議長 よろしくお願いいたします。それでは早速ですが、議題のほうに入りたいと思います。議題1、国史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画についてということになりますが、今回も、事務局より事前に資料配付がありまして、各委員の皆様も全員ご一読の事かと思えます。今年度から浜五挺唐樋の保存活用計画の策定準備が進められています。策定の為の委員会が設置されて、内容についてはそれぞれの委員会で協議が重ねられているところであります。本審議会では、策定委員会での、協議等含めて、報告をいただいて、本審議会からも御意見等がありましたら、述べていただくというふうになろうかと思えます。第2回の策定委員会が3月1日に終わられたということで、前回と同様に委員会での協議内容について事務局から報告を頂きたいと思えます。まずは歴史民俗資料館の溝口学芸員さんより報告をお願い致します。

事務局 歴史民俗資料館学芸員の溝口です。よろしくお願い致します。本日は今月1日に行われました第2回保存活用計画策定委員会における浜五挺唐樋に関する文献調査の成果についてということで、第1回の報告で、こちらの文化財審議委員のほうでも、内容を発表させていただきましても、それに向けての課題とかですね、そういったものがありましたのでそれにつきまして調べたことを、第2回の保存活用策定委員会でやったものをよりまとめて、皆さんに御紹介させていただきたいと思っております。御手元の資料で主に本日使いますのはこのA3のほうの資料別紙と書かれているものです。こちらのほうでも映し出すけど見にくい場合もございます。よろしくお願い致します。

保存活用計画において、浜五挺唐樋の歴史を調べる上で、特に重要視したのが、山口県文書館がお持ちの『普請要録』という史料、こちらのほうが、今現在の浜五挺唐樋が安政4年に三挺から五挺になった大改修をした時の際の記録がまとめられているものなんですけども、この史料をもとにしますと、赤字で書いております「南蛮樋」と「石唐樋」というふうに言葉が使い分けられていて、こういった記述から、安政4年の改修の際に、南蛮樋から唐樋に変えられたのではないかと推測を、文化財審議委員会のほうでも提示させていただきました。1番分かりやすいのがこの同じ『普請要録』にある当時の絵図なんですけども、これは当嶋八幡宮の所ですが、今の五挺唐樋が東のところになって、この西の方は昭和20年の空襲の際に潰れたというのが伝わっておりますけども、この東のところでもやっぱり「ナンバンヒ」というふうに書かれてまして西のほうでも「ナンバンヒ」というふうに書かれています。そこで実際に、今回のベースになっています考え方が安政4年に三挺から五挺に改修された際に、南蛮樋から唐樋へ居替えされたのではないかと、その姿が現在の浜五挺唐

樋の姿であるというこの時点では推測ということで、今回保存活用計画の委員会、それからこちらの文化財審議会のほうに提示させていただきましたけども、その中で第1回の策定委員会のほうで、与えられた課題としまして、まず1番目、南蛮樋自体の名残がどのぐらい残っているのかを調べて確認できるか。ということが挙げられました。2番目に、『普請要録』の解説をもっと進めてほしいと、進めるべきだという課題を与えられました。3番目に、周辺の樋門の確認、山陽小野田市は皆さん御存じのとおり、「開作のまち」と言われているくらいですから各開作のところで、唐樋とか南蛮樋っていうものがどのぐらい確認できるのか、この周辺では、南蛮樋から唐樋ということが、唐樋のほうが使い勝手がよかったのではないかとということが、どのぐらい読み取れるかというと、3つの課題が与えられましたけども、特に今回は、1番と2番について少し解決出来ましたので、御紹介させていただきたいと思います。戸の溝なんですけども、左側が海側のほうなんですけども、こちらのほうには、いわゆる戸の溝というのは確認されなかった。ということなんですけども、この遊水池側のほうにちょっと見にくいですが、ここ水門のところには溝が確認出来ました。そういったことから、少しは名残が招き戸というか上げ戸の名残が見えてくる訳なんですけど、こういった中で『普請要録』の解説を進めていった上でですね、特に『普請要録』には三挺時代の展開図それから五挺時代の展開図等がありましたので、それと現在の形を比較するというのが、この2回目の中心の作業になりました。まず4ページ、左側ですね、今回、保存活用策定計画において、委託業務としまして、唐樋の測量ですね、測量を業者に委託させていただきました。その成果が、こっちの左側、これは南側から見た展開図になります。右側が、『普請要録』にある五挺唐樋の展開図になります。ここでまず1つ。これが現在の方なんですけど、ここが招き戸五挺それからこの『普請要録』の記述と「重ね石」と出てきますけど、上に石垣、こうして比較すると、例えば招き戸の所に3つの3段による石、重ね石が6段あるということ、その上に石垣があるということで、現在と『普請要録』の記述を見ていく限りほぼ主構造は変わっていないという事が読み取れることになります。それをより具体的にしましたのが寸法を計算するとこれが5ページのものになります。この寸法は見て頂きますと1対50と書いてありますので、これの提出して頂いた寸法の50倍にした数値を書いております。右側の方は1尺を約30.3㍎、1間を約1.82mで計算した数値が書かれておりまして、こちらが全てmmで統一しています。このように見ていきますと、この招き戸の下から、この石垣の上端までの高さが現在では、6100、6m10㍎。それからこっちのほうでは3間3歩ということで、ちょうど6mが石垣の高さですけど、こちらのほうが2350こちらのほうで2360ですので、ほぼ、高さ等々も一致しているということが挙げられますが、一つですね。重ね石の部分でちょっと、『普請要録』のほうの寸法図ると約11m、12m弱、一方で測っていくと、11m弱ということで1mのちょっと違いがあります。それとあと招き戸のところでは、1.5×1.6なんですけども、実際は1.7×1.8、それが1.85ということで、こちら辺もやっぱり若干の差があるのかな

と思います。それとあと、招き戸全体の、ここからここまでの、寸法なんですけども、現在では11mこちらほぼほぼ11mということではほぼ一致していることから、先ほど申しましたように、この安政4年の改修の際の姿っていうのが現在に伝わっているのだらうと。いう報告を、第2回委員会のほうでさせて頂きました。

それともう一つ、第1回の策定委員会、それからこちらの文化財審議委員会でも課題に挙げられていたんですけども、古い時代の唐樋の写真がどのぐらい集められるのかどうかっていうのが課題に挙げられましたが、それ以降ですれねちよっと調べまして、左側が1番古くて、昭和37年に刊行された。我々は『旧版小野田市史』と言ってるんですけども、そこに掲載されている浜五挺唐樋の姿、右側ですれね10年後に刊行された『ふるさと小野田』というものに掲載されている、樋門の姿です。これで見ますとやはり、今とほぼ変わらない姿っていうのが見えてとれるかなというふうに思っております。それともう一つ、三挺から五挺に変えたときにどのぐらいの寸法が変わっているのかということで、比較しようと思っていたんですけども左側がこの三挺の時の時代の展開図、右側が先ほども言いました五挺時代の図なんですけど、三挺時代の寸法が分かるっていうのが、高さしか分かってなくてですれね、横の寸法がちょっとちょうど虫食いで、ちょっと数字が見えてませんので、少なくともですれね、1番広く見積もった9分という形で報告しても、大体、五挺唐樋の方が約4m大きくなって、高さのほうもこれはちょっと比較していただきますと、大体1mぐらいは高くなっておりますので、そういった中で、改修の際に、ワンサイズ大きくなっていったらうということが、読み取れると思います。

もう一つの課題は先ほどから申しましたように南蛮樋から唐樋にかわったということだという仮定でいきますと、この三挺時代の姿っていうときにいかにその南蛮樋の姿が読み取れるかというのが一つの課題になるわけなんですけど、これがA3の1ページ目です。この三挺時代の翻刻をしたのが右のほうですれ、一つですれね、南蛮樋の特徴、一般的に言われている南蛮樋というのは山口市の名田島南蛮樋、それから平生町の堀川南蛮樋等々ですれね、いわゆる上戸の南蛮樋を想定しますと、保存活用策定委員会のほうでも議論になったんですけども、実はこれがですれね、私たちが想定している南蛮樋の姿になってないっていうのが一つ読み取れました。1番大きいのが、この招き戸の部分ですれね、これ全部台形なんです。台形だと、上戸っていうのが出来ませんので、恐らくこの、こういった現在と同じような上げ下げというよりもこの角度のついた招き戸だったらうというふうに考えております。この、樋門の台形であるというところがちょっと問題だったようで、改修の理由の一つというふうに書かれてるのが、ちょうどこの赤で囲っているところですけども、台形の招き戸よりも、卸戸ですれね。いわゆる私たちが想定している南蛮樋の卸戸だったら水はけが良くなるのではないかという事がこういった所で書かれていますけどもこれはですれね、村の方からこうゆう工事がやりたいとか、こうゆう計画があつて水はけが悪くなったので改修したいといった所の文章なんですけども、こちらの方でも招き

戸と「あげ戸」の区別をしっかりとしておりますので、この三挺樋の時代のというものが、はたして我々が想定している南蛮樋の構造になっているのかどうかという疑問が出てきたことになりました。

そこで五挺時代の招き戸の寸法が『普請要録』にも書かれているんですけども長さ5尺8寸横6寸ということで、ほぼ台形ではない長方形です。正しくここです、書かれている寸法が5尺8寸横6寸ということでmmで計算すると1740×1800の、招き戸というか、戸になったということで先ほど私が、招き戸の寸法から差があるという事を申しましたけど、これで現在の寸法とほぼ一致する事になりましたので、より安政4年の改修の姿が現在に伝わっている事になると思います。最後にまとめまして、安政4年以降の改修以降に主構造には変化が無かったという事、それから三挺樋の頃の南蛮樋と考えることは難しいのではないかと。それで三挺樋の頃の構造や招き戸もちょっと課題が出てきたという事を3月1日の方でも報告させていただきました。

それでは最後の2番ですね、赤で書いてる『普請要録』における南蛮樋と唐樋の違いはということが最後の課題になってきましたので、3番のほうはですね、唐樋を確認したということで委員会のほうでは、提出したんですけどもちょっと議論がありませんでしたので、今回は割愛させていただきました。この2番のこの赤字のところの、課題を解決するためのヒントとなる記述が同じように『普請要録』にありまして、この赤字で囲ったところの中で報告してるとこなんですけども、現在南蛮樋と言われている構造というのがいわゆる上げ戸式のろくろを使って人力であげるというよりも、1つの口で水をさばいて、唐樋のほうが現在の浜五挺唐樋ですけども、こういった水門があつて2つの水門からなる。これを、『普請要録』では唐樋と言っていた可能性があるというふうに提案をさせていただきました。ここで、今回のお話も終わりなんですけども、議論としましてはやはり三挺から五挺時代で、どっからどこまでを改修したのか。部分的に改修したのか、それとも、例えば三挺のやつを全部取壊して、五挺にしたのかどうか、そこら辺が読み取れないから、そこら辺は明らかにする必要がありますのではないかとということが1番議論になりまして、基本的に恐らく三挺時代は木造、それから、五挺自体は石製といいますか、そういったものと、やはり全く違う、材料といいますか、素材になっておりますので、現段階としましては、全て取壊して作り変えたというふうに考えるのが妥当じゃないかということで、今の文章のほうはそういったことで進めております。以上で私のほうからの報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

議長 溝口さんのほうから説明がありましたが、今の特に資料等についての説明がありました。御意見や質問がございましょうか。南蛮樋の痕跡かなっていう、その溝が少し掘ってあるっていうのがちょっとありましたけども、それってあまり溝の長さはないのですか。

事務局 溝は、上から下まで。私が調べきれたという報告書ですけども、下のほうがちょっと埋まっていたんで、まだ下のほうが分からないけどもということの前

提で書かれていたやつでは、上から下の溝は、私たちが想像している南蛮樋門の構造は、そこは見えるかなという風に思っています。

議長 昔というか南蛮樋のそういうふうな構造が何らかの形がそこでも使われていた可能性は。

事務局 それは言えると思います。

議長 名田島のほうが南蛮樋ですね、あそこなんかは行ったらもう完全に何か花崗岩に溝が彫ってある、ああいうふうな状況がひょっとして、昔は、名田島の方が後に出来てますよね。改修時に唐樋になっているのでしょうかから、その前に名田島と同じく南蛮樋であったという可能性もある？

事務局 それを私は想定しているんですけども、なかなか、現段階での実証までは至っていない。先ほど申しましたように議論の中で1番の核となったのがやっぱり三挺時代から五挺時代にどっからどこまでを改修したのかっていうのが、『普請要録』の中からは読み取れないっていうことが、もうはっきり議論となりましたので。といいますのも普請要録っていうのは藩と村のやりとりで、特に村のほうから出されたものですので、工事の過程までは書かれておりませんので、ちょっと『普請要録』だけでは、難しいというふうに議論にもなりました。

委員 説明ありがとうございました。南蛮樋か唐樋かネーミングだけでは、はっきり区別が付かない面白さがあって、もしかしたらこの浜五挺唐樋だけじゃなくて、ほかにもこのような事例が、実は南蛮樋と言われていたけど実は唐樋だったとか。唐樋と言われてたけど南蛮樋だったとか、そういう事例がもしかしたら、あるのかなって今思っ、て、そういうのをこの事例を通して全国に発信できる、問うてみるっていう、とても面白い事例かなと思います。ただ安政4年の時に、造り変えの時は確実に南蛮樋と呼ばれていたけれども、そうじゃなかったっていう、言えるという御説明があったので、いわゆるネーミングだけではおし図れない、おもしろさがとてもある気がしました。ありがとうございました。

事務局 今の委員のお話の中で、先日の文化庁の調査官が現地を来られた際に、聞き取りの中で、やはり今唐樋と南蛮樋の構造の違いにも、すごく興味を持たれまして、全国的にも、史跡の指定を受けてる、国の指定を受けてる中で、樋門で受けているのはこの浜五挺唐樋と山口市の名田島南蛮樋だけだということなんですね。ですので、すごい大変貴重な史跡であって、プラスそういう構造の問題が、これがひょっとしたら何か足がかりになって、全国的な話に展開するかもしれないっていうような、話もありました同じようにですね。ですので、そういったことの何かきっかけになる可能性もありますので、今一生懸命、学芸員がいろいろ資料、調べておりますけれども、何かしらそういった新しいまた情報が出てくる可能性もありますので、引き続き調査を進めていきたいと思えます。

議長 前も聞いたかもしれないけど、南蛮樋と唐樋であれば時代的にいけば南蛮樋が先で唐樋が後？

事務局 逆です。唐樋が先で南蛮樋が後というのが定説みたいです。

議長 何となく唐樋ってどちらかというところとちょっと自動にすれば自動的な樋ですよ。はい。水面の高さによってこうやって、南蛮樋って人力でこうやってやる。ただ人力でやるよりは、自動のほうがいいんじゃないっていうのが、何となく、僕ら素人から考えると、唐樋が後のほうが、初めは南蛮樋でやりよったんだけど、南蛮樋でやると、1日中そこに誰かつけておかないとダメというか。ある時間になって潮の満ち引きからなんかしないといけない。唐樋であればある程度、恐らくこの蓋にある程度の重さを掛けないと、水面のあれはとれないと思うんで、それをやるにしてもある程度自動で、潮の出入りができるんじゃないかなっていう風に、海に出るところにためる池のところの流れ込んでくる、川がありますよね。そこにも何らかの樋門をつくらないと調整が出来ない。そこは当然、人を付けるより唐樋のほうが良いような気がしますよね。だからどっちかというと、唐樋が後かなと思ったんですけど、南蛮樋が後なんですかね。

事務局 私が調べた限りでは、南蛮樋のほうが新しい技術と、なっているようなんですけども、先ほど議長がおっしゃられた課題が、今まさに言われたことが書かれてるんですけども、ただ一方で、招き戸で樋守がその場にはないと、ゴミとかです。そういったものが詰まって知らず知らずのうちに、流れが止まってるっていうこともあって。それでまた調子が狂ったと言うような書き方がここでされてます。

議長 自動にしたつもりが自動でなくて、それで不都合が起こる可能性があるよということですね、唐樋の場合。どうでしょうか。その他には。

委員 子供たちからですねよく聞くんですが、随分これ隣に自動的な機械の樋門が出来るまでずっと使ってきましたよね。平成元年で役を終えたんですよね。こういうのは子供たちのいうのは、それほど長い、何百年と、それだけ水が多いというか抜かないといけなかったり、米の収穫量は随分上がったんですけど、それほど長い間水を引かないといけない程、水の害というか、水害があったのかどうか、子ども達がよく聞くんです。

事務局 それにつきましては今回出していないんですけど、まずこの安政4年改修の時の1番の問題はこの樋門が2つの東西の樋門だけでは排水が出来なくなった。排水機能が弱くなった。低くなった。これの要因としましては、例えば高泊開作が出来た時の田んぼの数と、安政4年の時の田んぼの数が全然違う、増えたので、なかなかその昔のままでは排水が機能しなくなったっていうこと、それが1番この改修の要因。村のほうからは出されているわけですけど。あともう一つですねちょっとほかの当館が持っている古文書なんかを読んでいきますと、高泊のこの唐樋のある周辺っていうのは開作地の中でも特に低い位置だったようで、ちょっとした大雨が降っても、田んぼが漬かる、そういったものも課題になってより排水機能を高めないといけない。この改修することで、高泊開作地で貯まっていた水っていうのが、6日間かかっていたものが4日間で排水できるから稲が腐ることも少なくなるということが、村の訴えになってます。

委員 米の収穫量となったというのは確実に田んぼが増えるから上がるのは分かりますよね。でもその水の害を少なくして、効率っていうか米の収穫を上げるわけ

ですよね。分かりました。

議長 では次のほうの、計画の素案について事務局からお願いいたします。

事務局 私の方からは事前に配付をさせていただいたこちらのA4の素案の御説明をいたします。ここでは、各章立てごとの説明は省略をさせていただき、2月に文化庁の調査官が現地指導にこられまして、その指摘事項を踏まえ、3月1日の保存活用計画策定委員会で協議をした内容について、御報告をさせていただきます。文化庁調査官からの指摘事項として、主に大きく2点、ございました。まず1点目なのですが、素案等2ページを御覧ください。

2ページのほうに保存活用計画の対象範囲を示しております。こちらの計画の対象範囲については、史跡指定地である浜五挺唐樋と、史跡周辺の保護を要する範囲、それと、整備を要する範囲、この三つを合わせたエリアとするということで、こちらが文化庁のほうからもこの範囲指定でよろしいのではないかとということで、御意見をいただきました。まず、この色の種類なんですけれども、国の指定地が赤、これは現在指定をいただいております指定の範囲を示しております。そのあと黄色、黄色の部分は保護を要する範囲です。それ以外は任意の色でいいということで、今回、青色を設定しております。この黄色の保護を要する範囲というのを前方の写真のほうで御確認いただきたいんですけれども、今丸をつけているところが、まず家がある向かって左側ですけど、丸つけているところが、史跡の境界線、境界の標石がつながっているところです。右手のほうの石垣の上に丸がありますけれども、あちらも史跡の境界の標石となっております。この繋いだラインでロクロがある方が赤枠の史跡指定地内ということで、そこから今度逆に擁壁があるフェンス側ですね、あちら側のほうまでが、赤い線引つ張ったところと、黄色のライン、今史跡の指定になっていない。保護を要する範囲として、黄色のラインを入れております。裏側のほうなんですけれども、裏側のほうが右側の写真のほうで、柵が張ってある所がありますけれどもあちらが一応見学のルートになっておりますが、今のところ何も整備がされておりません。防護柵が、出来てるだけですので、そちらが整備を要する範囲ということで今、青枠で囲っております。では資料のほうも一度御覧いただけますでしょうか。その3か所を指定範囲といたします。ただ、指定を受けたときに、通常でしたらこのフェンスの中をまとめて指定することもよくあるそうなんですけれども、あえてそこを意図的に外しているのか、所有者の同意が取れなかったのか、経緯が分かりませんので、そこは調査をすることとしております。この計画の対象範囲は今三つのエリアとしておりますが、策定委員会の中では、行為が規制されると勘違いをされるかもしれないという御意見もあり、所有者や、管理者に承諾を得た後に、この計画対象範囲の指定にするべきではないかという御意見をいただきました。続きまして文化庁調査会からの指摘事項の2点目としまして計画の章立てについてでございます。皆様にA4の横の紙をお渡ししております。こちらを御覧ください。目次の構成です。現在は、1番左側の変更前の章立てで素案を策定しております。今回、調査官か

らの提案としまして、現状と課題、第5章でまとめておりますけれども、こちらを、課題と解決策の対応関係をよりはっきりとさせるために、7章以降、活用、整備、運営体制、7章以降の各章立ての冒頭の一節に、現状と課題を挙げたほうが分かりやすい計画になるのではという御意見をいただいております。こちらを策定委員会でお諮りし、章立てを変更することとしております。また課題についてですが、素案の32ページを御覧ください。こちらに現在、保存管理の現状と課題を、挙げておりますけれども、こちらの課題についてはもう少し、内容を広げて書くべきだということで、課題については、現状、図面や写真で分かりやすく掲載し、書き足しをもう少ししたほうが良いという御意見をいただきました。ただ五挺の水路の状況も、できれば確認をしたいとの御意見がありまして、令和3年に浚渫工事をした際に撮影した写真がございます。こちらが前回令和3年に浚渫工事をするまでは、泥がここまで溜まってましてほぼ招き戸が損傷をしている状態で、この浚渫のときに、招き戸も全部撤去しまして、中の戸内が全部、はっきり分かるところまで全て泥を取りきっております。この戸内の写真が、こちら、なんですけれども先ほど学芸員も言いましたけれども、こちら側には溝がございます。現状確認できる範囲では、ろくろをつける穴ですね。こちらが確認できるわけで、あと戸板を入れるような溝が見当たらないということになっています。逆に裏側なんですけれども、先ほど学芸員が申しましたがここに、溝が掘ってありますので、この遊水池側のほうには、南蛮樋であったであろう痕跡が、こちらのほうでは見られません。

こちらで素案の中で、文化庁のほうから御指摘を受けた内容を、今大きく2点で、御説明をいたしました。そのほかもし事前にお渡ししておりますので内容のほうで御意見がありましたら、御発言をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。事前にいただいた資料の中でお気づき等があれば、よろしくお願いたします。

委員 高泊開作の完成年代について、寛文8年に完成でよろしいのでしょうか。20ページには寛文8年に始まり、寛文12から13年に完成したとなっているが、指定説明の所には寛文8年完成と書いてあります。

事務局 高泊開作の完成時期につきましては、本によって色々でして、寛文12年から13年に完成したというのは、私の私見です。というのも高泊神社の『新田記』という縁起が寛文12年。その縁起によりますと楊井三之允が高泊開作事業が成就した暁には、ここに新しい神社を建てて鎮守として祭るという記述がありますので、そういった『新田記』の記述から、寛文12年から13年に事業自体は完成したのであろうという解釈です。寛文8年というのが、いわゆる汐留の完成という表現が私は妥当であろうと。汐留をただけでは開作事業は完成とは言えませんので、そこからまた土をもってきて、田んぼを作って、そこでまた人々を呼んで、さらに当時の時代背景でいうと神社やお寺をもってきて、そこに人々が定住して、というのを考えると、『新田記』の記述が一番の一次資料だと思いますので、寛文12年から13年頃にすべてが完成したんだらうと。ただし本

によっては寛文8年に高泊開作事業が完成したと書かれているものもありますので、そこは作る際に考えを統一できるようにしたいと思います。

委員 今のご説明でよく分かりました。寛文8年は確かにスタート地点で、汐留がうまくいって、そこから干拓が出来上がった。同じ資料なので読んだ人が不思議に思わないように表現は統一した方が良い。それともう一つ。指定説明の中で、樋門の一つが太平洋戦争中の爆撃により破壊されたとあり、それに対応するように歴史を振り返る13ページの所で、空襲の事がふれられていないので、資料は少ないかもしれないが。

事務局 調べて文章を加えられるか検討したいと思います。

議長 江汐湖は1600年に造られた。ある意味汐留の樋を造るのとセットなのかなど。大規模の干拓をやるここに真水を流さないといけない。その水の量をどうやって確保するの。おそらく昔は干拓するときのセットかなど。名田島も年代は早くなるが、長沢の池を造ります。長沢の池も名田島に向かって元々名田島も開作する前の陶という所の沖に水を流すため。これを読んだ時に、なるほど大規模な溜池を造るのは、それだけの干拓地の水源を確保することがベストに動く。江戸時代の頃からですよ。他にありますか。

色々意見が出ておりますので、参考にしていただけたらと思います。

次回第3回の保存活用計画の策定委員会、6月、それから、第4回、9月、に予定されているということです。また次回の文化財審議会の開催には、各委員会のほうの協議内容の報告はしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは次第のほう4番目、令和4年度の主な文化財事業報告について、報告をお願いしたいと思います。

事務局 説明いたします。皆様のお手元にこちらの資料2からの資料をお願いいたします。県指定文化財出土品の鉄製品の保存状態が著しく悪化しており、適正な状態で保存していく上で、劣化を防止する処置を施す必要があるため、保存処理をこの度実施いたしました。3件しております。長光寺山古墳出土品は、度々県外の博物館から貸出依頼がございます。令和3年に大分県立歴史博物館に貸出しをし、展示されました。展示の後、別府大学で科学調査研究費を利用した保存処理を実施していただきました。また同じタイミングで、妙徳寺山一号経塚出土品の刀子についても別府大学で保存処理を引き受けて下さいました。また同じく県指定文化財の物見山経塚出土品、こちらについては今年度予算化をされましたので業者に依頼し保存処理を行いました。これまで1個体とされていた遺物は、X線透過撮影による調査により、遺物が別個体であることが判明をいたしました。現状変更の実施方法としては、X線写真撮影などで、事前状況を記録、確認した後に、クリーニング及び樹脂含侵などによる、劣化を防止する処置を施して接合による修復作業を依頼いたしました。いずれも保存処理後のこれらの出土品を一般の皆さんに見ていただく機会を、4月以降に設定をし、あわせて、県の埋蔵文化財専門員の、講演をお願いする予定にしております。続きまして資料の3を御覧ください。県指定「天然記念物ハマセンダン」の周辺樹木を伐採いたしました。令和3年に実施した樹木医の診断結果による

と、ハマセンダンは、南方系の植物で日当たりのよい環境づくりが必要であるとのことでした。ハマセンダンを覆うように、周辺の樹木の枝が伸びておりましたので、環境が一変することがない程度に周辺樹木を伐採いたしました。樹木医の診断は、2年に一度実施しており、診断結果を見ながら、今後も適宜対応をしてまいります。

最後に、資料4を御覧ください。こちらは市の唯一、無形民俗文化財に指定されている古式行事が、山口市で開催されました伝統芸能全国大会に出場いたしました。コロナ禍で、3年間、古式行事の披露がかなわない中、久しぶりに一同が会し披露することが出来ました。今回写真もちょっと御紹介をしているんですけども、こちらがスタート前に山口中央公園で、待機をしてそこからスタートで、結構10団体ぐらい全国から出てきてるんですけども、1番最初の出演団体で、古式行事が出演をさせていただきました。このように所作と掛け声をしながら、道具を振りかざして歩く、こちらの大行事といって大人が参加するもので、もう一つ小行事という小学生が出る行列もございます。結構激しく、道具を振り回す等の所作が、古式行事の魅力の一つであります。やはり大変なのが衣装や、道具、道具のほうはかなり高くかかりますので維持管理等が、こういったところも、伝統芸能を守っていく一つの課題として挙げられるところです。また、昨今このような伝統芸能の継承が課題となっている中、今年度初の試みで、厚狭小学校が対象となっている放課後子供教室、厚狭ふれあいキッズで、古式行事保存会に協力をさせていただき、古式行事の説明と所作を子供たちに披露する機会を初めて設けました。以上が、今年度の主な文化財行政の御報告でございました。

議長 はい。ありがとうございます。今事務局のほうから報告をいただきましたが何か御質問等ございませぬか。よろしいですか。それでは次のほうに参りまして、令和4年度歴史民俗資料館の事業報告について、お願いいたします。

事務局 歴史民俗資料館から、令和4年度の事業について御報告します。資料の5を御覧ください。今年度は、企画展4回、講演会を2回開催いたしました。詳細は、資料にあるとおりです。特に、1番の「昭和17年8月27日ー80年前の風水害」展では、小学校の防災学習に役立ててもらうことが出来ました。また普段の客層に加えて、各自治体の防災担当者ですとか、初めて来館した人が、アンケートの回答者の3割がありました。アンケートなどから、祖父母または両親から話を聞いたという方が大変多く、内容を身近に感じていた人々の関心、興味関心をひいたことが来館者につながったのではないかと感じています。3番の「窯のまち」では、広報活動、ふるさと文化遺産の登録記念ということもあり、広報活動に大変力を入れました。田畑先生には、数々の御教授をいただきまして、講演をお引受けいただきまして、大変、お力添えいただきました。改めまして、お礼申し上げます。ありがとうございます。現在は、「大田家文書ー山野井村長府藩領庄屋家の記録」という展示を行っております。チラシのほう、配付させていただいてると思いますので、もしお時間がありましたら、また御覧いただけたらと思います。こちらの企画展に関しましても、旧山陽町からも、初め

て資料館に来るといってお客様が大変増えました。地域を広げることが出来たのではないかと思っております。ギャラリートークも開催し、大変、想定を上回る参加がありました。17日には、関連講演会のほうも開催をいたしております。こちらキャンセル待ちが出るなど、大変、多くの方に参加していただくことが出来ました。それから、裏面のほうにあります、年間の他の事業について一覧表にしております。体験教室や出前講座、講演など、年間を通して行っております。

来年度に、おきまして、こうした活動のほうを続けていきたいと思っております。オレンジのチラシのほう、配らせていただいております。4月に入りましたら、毎年行っているんですけども「10分で分かる山陽小野田市の歴史」ということで、初めて山陽小野田市に転入された方とか、理科大生の新入生などに向けてコンパクトに市の歴史を学んでもらうというコンセプトで行っております。楽しみに待っていて下さってる方たちもいらっしゃいますので、また広く広報していこうと思っております。資料館からは以上です。

議長 はい、ありがとうございます。歴史民俗資料館の資料を元に事業報告ありまして何か御質問がありますか。それでは次第の5その他の方に入らせて頂こうと思っております。事務局の方からありましたら、よろしくお願い致します。

事務局 現在当館で開催中の『大田家文書』なんですけど、文書を所蔵されている太田家という家なんですけども、江戸時代山野井村ですね、山陽小野田市の西部にあたるどころの長府藩領の庄屋を代々務めておられた家で、令和2年度より当館が寄託を受けて調査を進めてまいりました。今回はですね、ほぼ初公開の資料でして、特にこの約2年間の調査成果を元に展示を構成しております。第1章が長府藩領山野井村、それと大田家は商屋を務める傍ら酒造業にも、従事されておりましたので、長府藩等々と酒造に関する資料、それから明治期の酒造に関する資料を、展示しておりますので、ほぼ初公開の資料ですので、お時間があれば、ぜひ見ていただければと思っております。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。委員さんのほうからですね、この機会にちょっとこれは聞いてみたい、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。それでは以上で、議題のほうを終わります。どうもありがとうございました。進行のほうは、事務局のほうにお返しします。よろしくお願ひします。

事務局 ありがとうございます。冒頭で、課長からも申し上げましたけれども、委員の皆様任期が令和5年5月31日までとなっております。審議会への御出席は、今年度これが最後となります。任期満了までは、まだもう少しございますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。以上をもちまして本日の文化財審議会終了とさせていただきます。お忙しい中、皆様どうもありがとうございました。